

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八の項中「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に、「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に改め、同表の百二十九の項中「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に、「歯科技工士試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験合格証明書の」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。